

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月7日認可した。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
旭東上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旭東上地区
下大宮地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下大宮地区
本村東地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村東地区
下村下所地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）下村下所地区
林地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林地区